相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市南区似島町字家下一六七番地、最後の住所広島市中区昭和町三番二―三〇二号
被相続人　亡　沖野　光明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月六日
事務所広島市中区上八丁堀四番二七号　上八丁堀ビル四階
相続財産管理人　弁護士　羽崎　靖宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市三条一丁目一七番地、最後の住所広島県呉市三条一丁目一一番三号
被相続人　亡　西村　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月六日
事務所広島県呉市中央六丁目九番二三号　サンヒルズビル二階
相続財産管理人　弁護士　中野　誠吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県岩国市錦町字佐一九七六番地、最後の住所山口県光市三井一丁目一三番二一号
被相続人　亡　安村シズヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月六日
山口県光市浅江五丁目一三番五号
相続財産管理人　松山　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市網場町三七四番地、最後の住所長崎県長崎市上小島四丁目二番二六号
被相続人　亡　三浦　順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月六日
長崎県長崎市上町六番二七号戸田久嗣法律事務所
相続財産管理人　藤森　弘行

公示送達

左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による茅野都市計画事業西茅野土地区画整理事業に係る平成二十七年三月三十一日付換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により書類の送付にかえて通知の内容を左記のとおり公告します。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　神奈川県横浜市中区小港町エリヤ一
氏名　伊藤百合子

二　通知の内容
土地区画整理法第百三条第一項の規定により、茅野都市計画事業西茅野土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書のとおり、換地処分をします。

教示

一　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に長野県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

二　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、茅野市長を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。）

ただし、右記一の審査請求をした場合には当該審査請求に対する議決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消の訴えを提起することができます。

なお、別紙の掲載は省略し、それらを茅野市役所掲示場及び茅野市宮川六二三七番地において掲示しています。

平成二十七年四月六日
長野県茅野市塚原二丁目六番一号
茅野都市計画事業西茅野土地区画整理事業
茅野市西茅野土地区画整理組合
理事長　五味　政義

任意清算公告

当社は、平成二十七年二月二十八日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年四月六日
愛知県安城市字頭茶屋町南裏七六番地九
合名会社ドライブイン王将
社員　平井　幸子

債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十七年三月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月六日
岐阜県土岐市駄知町二三二一番地の二
高砂工業株式会社
規約型確定給付企業年金清算人
山田　益弘

債権申出の公告（第三回）

当基金は、平成二十七年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月六日
広島県三次市南畑敷町八七〇番地三八
サンエーグループ厚生年金基金
清算人　花岡　吉成

第2期決算公告

平成27年4月6日
東京都千代田区大手町一丁目4番2号
エナノック・ジャパン株式会社
代表取締役　栗原　義英

貸借対照表の要旨（平成26年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	72,711
	固定資産	2,398
	合計	75,109
負債及び純資産の部	流動負債	1,107
	固定負債	—
	株主資本	74,002
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△25,997
	その他利益剰余金	△25,997
	（うち当期純損失）	(25,991)
	合計	75,109

第6期決算公告

平成27年4月6日
茨城県つくば市二の宮一丁目5番地2
サンガーデン大山B棟101号
株式会社オプトスター
代表取締役　星川　義治

貸借対照表の要旨（平成26年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,625
	固定資産	51
	合計	4,677
負債及び純資産の部	流動負債	2,008
	固定負債	5,212
	株主資本	△2,544
	資本金	3,000
	利益剰余金	△5,544
	その他利益剰余金	△5,544
	（うち当期純利益）	(2)
	合計	4,677

第29期決算公告

平成27年4月6日
福島県伊達市梁川町やながわ工業団地90番地の1
シーアイエー株式会社
代表取締役　横山　光衛

貸借対照表の要旨（平成26年7月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	278,747
	固定資産	173,684
	資産合計	452,432
負債及び純資産の部	流動負債	141,883
	固定負債	384,796
	株主資本	△74,248
	資本金	20,000
	利益剰余金	△92,248
	その他利益剰余金	△92,248
	（うち当期純利益）	(6,871)
	自己株式	△2,000
	負債・純資産合計	452,432